

4 会員は、持分を共有することができない。
(議決権)

第五十一条 会員は、各個の議決権を有する。

2 農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員を直接に構成する者の数及び当該法人の当該会員構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権をえることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十六条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。この場合に

は、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて主務省令で定めるものをいう。第九十六条の二第一項第二号を除き、以下同じ。)

7 6 5 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。

7 6 5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十条(第一項及び第五項を除く。)の規定は代理人による議決権の行使について、同法第三百十一条(第二項を除く。)の規定は書面による議決権の行使について、同法第三百十二条(第三項を除く。)の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、会員に対して過怠金を課すことができる。

(加入の自由)

第十三条 会員の資格を有する者が農林中央金庫に加入しようとするときは、農林中央金庫は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

第十四条 会員は、六月前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は二年を超えてはならない。

(法定脱退)

第十五条 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 会員の資格の喪失

二 解散

三 破産手続開始の決定

四 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、農林中央金庫は、その総会の日の十日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。

1 長期間にわたつて農林中央金庫の事業を利用しない会員

二 出資の払込みその他農林中央金庫に対する義務を怠つた会員

三 その他定款で定める事由に該当する会員

4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における農林中央金庫の財産によってこれを定める。ただし、定款で定めるところにより、脱退の時における農林中央金庫の財産によってこれを定めることができる。

(持分の払戻しの時期)

第十七条 持分の払戻しは、脱退した事業年度の終了後三月以内(脱退の時における農林中央金庫の財産によつて払戻しに係る持分を定める場合には、その時から三月以内)にこれをしなければならない。前項の持分は、脱退した事業年度末における農林中央金庫の財産によってこれを定める。ただし、定款で定めるところにより、脱退の時における農林中央金庫の財産によってこれを定めることができる。

(持分の払戻しの停止)

第十八条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を除くほか、持分の払戻しをしてはならない。

(会員名簿)

第十九条 理事は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第十九条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を除くほか、持分の払戻しをしてはならない。

(会員名簿)

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 会員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるもの)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

3 2 理事は、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

1 会員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるもの)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

第三章 管理

(定款)

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 会員の資格に関する規定

3 会員の加入及び脱退に関する規定

4 出資一口の金額及びその払込みの方法

3 事務所の所在地

4 会員の加入及び脱退に関する規定

- 七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 八 準備金の額及びその積立ての方法
- 九 業務及びその執行に関する規定
- 十 農林債（第六十二条の二第一項に規定する短期農林債を除く。第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。）の発行に関する規定
- 十一 役員の定数及びその選任に関する規定
- 十二 総会及び総代会に関する規定
- 十三 公告の方法（農林中央金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）（定款の備付け及び閲覧等）
- 二十四条の二 理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。
- 二十一条の二 理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。
- 二 員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 三 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 四 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 五 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
- 六 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であって、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつている場合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。（役員及び会計監査人）
- 二十一 条 農林中央金庫は、役員として、理事五人以上、経営管理委員十人以上及び監事三人以上を置かなければならない。
- 二 貨物（清算中のものを除く。）は、会計監査人を置かなければならない。
- （理事）
- 二十二条 理事は、定款で定めるところにより、経営管理委員会が選任する。
- 二 理事は、業務的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。
- 三 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもつて、農林中央金庫を代表すべき理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。
- 四 代表理事は、農林中央金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 五 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委託することができる。
- 六 会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「農林中央金庫法第二十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（経営管理委員）
- 二十三条 経営管理委員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。
- 二 経営管理委員は、会員である法人の役員、農林水産業者又は金融に関して高い識見を有する者でなければならない。

- 二十四条の二 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。
- 二 会社法第三百四十四条第一項及び第三百四十五条第一項から第三項までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第一項中「監査役が」とあるのは「監事会が」と、同法第三百四十五条第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第三項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 二十四条の三 農林中央金庫と役員等との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格)
第二十四条の四

次に掲げる者は、役員となることができない。

(理事会の決議等)
3 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第二十七条の二 理事会の決議は、議決に加わることができない理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
- 四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条、第百九十九条第八号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破产法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 六 経営管理委員は、監事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。
- 七 監事は、理事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。
- 八 （役員の任期）

第二十五条 役員の任期は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

第二十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

- 1 前項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 （会計監査人の資格等）
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 1 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により、第三十五条第一項に規定する計算書類について監査をすることができる者を選定
- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを農林中央金庫に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 1 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により、第三十五条第一項に規定する計算書類について監査をすることができる者を選定
- 2 農林中央金庫の子会社（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参考、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 3 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

- 1 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により、第三十五条第一項に規定する計算書類について監査をすることができる者を選定
- 2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。
- 3 第二十六条の二 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 1 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。（理事会の権限等）
- 3 第二十七条 農林中央金庫は、理事會を置かなければならない。
- 4 理事会は、すべての理事で組織する。
- 5 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。
- 6 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、農林中央金庫の業務の基本方針その他の農林中央金庫の業務執行のうち農林水産業者の協同組織に係る重要事項として定款で定めるものを決定する。
- 7 経営管理委員会が行う前項の規定による決定に従わなければならぬ。
- 8 経営管理委員会は、理事會が第三十条第一項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

(経営管理委員会の権限等)
3 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第二十八条 農林中央金庫は、経営管理委員会を置かなければならない。

- 1 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。
- 2 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、農林中央金庫の業務の基本方針その他の農林中央金庫の業務執行のうち農林水産業者の協同組織に係る重要事項として定款で定めるものを決定する。
- 3 経営管理委員会は、理事會が第三十条第一項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と、同法第三百八十九条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等(農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等をいう。)」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会及び経営管理委員会」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会又は経営管理委員会」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「農林中央金庫法第二十二条第四項」と、同項第一号中「取締役(取締役)とあるのは「理事若しくは経営管理委員(理事又は経営管理委員)と、「取締役が」とあるのは「理事若しくは経営管理委員が」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「農林中央金庫法第二十二条第四項」と、同項第一号及び第二号中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条 会計監査人は、第三十五条及び第七章の定めるところにより、農林中央金庫の同条第一項に規定する計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、主

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び暗写をし、又は理事及び経営管理委員並びに会計記入そりの戦員に対する会計に関する報告書を読むことができる。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

3 会計監査人は、その職務を行ふに際して理事及び経営管理委員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監

監査に専念し、その職務を行なうため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告をうながすことは、さうである。

5
会社法第三百九十六条第三項から第五項まで、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百九十六

定する子法人等をいう。」と、同条第五項第一号中「第三百三十七条第三項第一号」とあるのは、「農林中央金庫法第二十六条第三項第一号」と、同項第一号及び第三号中「会計監査人設置会社

の職員又は農林中央金庫の子法人等（農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等をいう。）と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは

（役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等）
的讀替えは政令で定める

2 を怠ったときは、農林中央金庫に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
第三十条第二項各号の取引によつて農林中央金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事又は

一 第三十条第二項の理事又は經營管理委員
二 農林中央金庫が当該取引をすることを決定した理事

農林中央金庫が当該取引をすることを決定した理事
当該取引に関する経営管理委員会の承認の決議に賛成した経営管理委員

	第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
二	前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。
一	賠償の責任を負う額
二	当該役員等がその在職中に農林中央金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
三	前項の場合には、経営管理委員は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
一	責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
二	前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
三	責任を免除すべき理由及び免除額
四	経営管理委員は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
五	第四項の決議があつた場合において、農林中央金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
六	第三十条第二項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事又は経営管理委員の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事又は経営管理委員の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
七	第四項から第七項までの規定は、前項の責任については、適用しない。
八	第三十条第二項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事又は経営管理委員の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事又は経営管理委員の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
九	役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
十	次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
十一	一 理事 次に掲げる行為
イ	第三十五条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ	虚偽の登記
ハ	虚偽の公告（第五十九条の人において準用する銀行法第五十二条の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。）
二	監事監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三	会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
四	役員等が農林中央金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合は、連帶債務者とする。
五	等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。
六	（補償契約）
七	第三十四条の二 農林中央金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を農林中央金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならぬ。

一 当該役員等が、その職務の執行に関する法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関する第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

農林中央金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 農林中央金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が農林中央金庫に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる費用を補償した農林中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを見つかったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した農林中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを見つかったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

5 第三十一条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結についてでは、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第三十四条の三 農林中央金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を保険者が填補することを約するもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

2 第三十一条第二項及び第四項並びに第三十四条第二項の規定は、農林中央金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は経営管理委員を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

(計算書類等の作成及び保存)

第三十五条 理事は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 2 前項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、第一項の計算書類の作成の日から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

4 次の各号に掲げるものは、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならぬ。

一 第一項の計算書類及びその附属明細書、監事及び会計監査人

二 第一項の事業報告及びその附属明細書、監事

5 前項の規定により監査を受けたものについては、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

6 経営管理委員は、通常総会の招集の通知に際して、主務省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けたもの(監事会の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を含む。以下「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

7 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供して、附属明細書にあってはその内容を報告し、計算書類及び事業報告にあってはその承認を求めなければならない。

8 第五項の承認を受けた計算書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。)が法令及び定款に従い農林中央金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして主務省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、前項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

(決算関係書類の備付け及び閲覧等)

第三十六条 理事は、通常総会の日の二週間前の日から五年間、決算関係書類を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

1 理事は、通常総会の日の二週間前の日から三年間、決算関係書類の写しを從たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、從たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつては、この限りでない。

2 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の一請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林中央金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 会員及び農林中央金庫の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならぬ。

第三十七条 削除
(役員の解任の請求)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の連署をもつて、その代表者から役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員、経営管理委員の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする主務大臣の处分又は定款の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を経営管理委員に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、経営管理委員は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定を準用する。

第三項の規定による書類の提出があつたときは、経営管理委員は、総会の日から七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の總会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。
(会計監査人の解任等)

第三十九条の二 会計監査人は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、農林中央金庫に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 監事會は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事會が選定した監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される總会に報告しなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第三十九条 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次条第一項の一時理事の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

2 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事會は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3 第二十六条並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

(主務大臣による一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任又は總会の招集)

第四十条 役員の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、一時理事の職務を行うべき者を選任し、又は役員(理事を除く。以下この項において同じ。)を選任するための總会を招集して役員を選任させることができる。

2 第四十六条並びに第四十七条の規定は、前項の總会の招集について準用する。

3 代表理事の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)

第四十一条の二 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第二号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合における準用することができる。

2 第二百五十三条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百五十四条第一項中「第五十五条、第一百二十二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第一百二十一条第五項、第一百三十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(支配人)

第四十二条 農林中央金庫は、理事会の決議により、支配人を置くことができる。

2 会社法第十一條第一項及び第三項、第十二條並びに第十三条の規定は、支配人について準用する。(競争関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十三条 会員は、總会員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(總会の招集)

第四十四条 通常總会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十五条 臨時總会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができます。

2 会員が總会員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上が同意を得て、會議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を經營管理委員に提出して、總会の招集を請求したときは、經營管理委員会は、その請求のあつた日から三週間以内に總会を招集すべきことを決しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したのとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定めるものを除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、經營管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該經營管理委員に到達したものとみなす。

(總会招集者)

第四十六条 總会は、經營管理委員が招集する。

2 經営管理委員の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求の日から二週間以内に經營管理委員が正当な理由がないのに總会招集の手続をしないときは、監事は、總会を招集しなければならない。

3 經営管理委員及び監事の職務を行う者がないときは、理事は、總会を招集しなければならない。

(總会の招集の決定)

第四十六条の二 經営管理委員(經營管理委員以外の者が總会を招集する場合にあつては、その者。次条において「總会招集者」という。)は、總会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 總会の日時及び場所

2 総会の目的である事項があるときは、当該事項

3 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項(第三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により監事が總会を招集するときを除き、經營管理委員会(理事が總会を招集するときは、理事会)の決議によらなければならぬ。

(総会招集の通知等)

第四十六条の三 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前までに、会員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは、「書面をもつて議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項中「第二百九十八条第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは、「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用)

第四十六条の四 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類(前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する書類をいう)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう)及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、主務省令で定めるものをいう。第百条第一項第十六号の二において同じ。)について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは、「総会招集者(農林中央金庫法第四十六条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。)」が情報の提供を受けることができるとする状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの」とあるのは、「同法第四十六条の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは、「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第二百九十九条第一項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは、「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは、「総会招集者が農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは、「農林中央金庫法第四十六条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは、「同法第四十六条の三第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは、「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは、「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「株主」とあるのは、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。)を定めた場合においては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限り)」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

(会員に対する通知又は催告)

第四十七条 農林中央金庫の会員に対してもする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を農林中央金庫に通知したときは、その場所又は連絡先)にあてすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第四十六条の三第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十六条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した第四十六条の二第一項第二号に掲げる事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別議決事項)

第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

1 定款の変更

2 解散

3 会員の除名

4 第三十四条第四項の規定による責任の免除

2 定款の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものと除く。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林中央金庫は、前項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、そ

(役員の説明義務)

第四十九条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、適用しない。

(総会の議事録)
第四十九条の四 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

3 2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを從たる事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、從たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧

又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された

事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する会社法の準用)

第五十条 会社法第八百三十条、第八百三十二条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十二条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは、「会員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)」又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)」とあるのは、「会員又は理事、経営管理委員」と、「第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項)」とあるのは、「農林中央金庫法第三十九条第一項(同法第九十五条)」と、同項及び同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替え

(総代会)

第五十一条 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
2 総会に関する規定(第九十一条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、総代会について準用する。
(出資一口の金額の減少)

第五十二条 農林中央金庫は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間に以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、農林中央金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、農林債の債権者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下回ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容
二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの
三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十六条の二第二項の規定による定款の定めに従い、同項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十三条 債権者が前条第二項第三号の一走の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項第三号の一走の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
3 会社法第八百二十八条规定(第五号に係る部分に限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは、「会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

三 第八条に規定する者

四 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

五 国銀行その他の金融機関

六 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(金融商品仲介業者

(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう)。又は金融サービス仲介業者(金融

サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第六

項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価

証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。)を行う者に限る。)のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。)

七 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務そ

の他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

三 有価証券の貸付け

四 國債 地方債若しくは政府保証債(以下この条において「國債等」という。)の引受け(売

出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

等を除く。第六号及び第七号において同じ。)

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する

- 指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 六の二 短期社債等の取得又は譲渡
- 七 有価証券の私募の取扱い
- 八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 九 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により當む担保付社債に関する信託業務
- 十 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業に當む者（銀行法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣が定めるものに限る。）
- 十一 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外國銀行の業務の代理又は媒介及び外國において行う外國銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十三 両替
- 十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十五 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないものと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
- イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

- ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
- ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介
- 二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の當む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの
- 二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の當む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して當む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの
- 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 二四 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
- イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債
- ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第一百三十九条の十
- 二 第一項に規定する短期投資法人債
- ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
- ニ 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- ヘ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
- ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの
- （1） 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- （2） 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- （3） 利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。
- 二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をい
- う。
- 三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 四 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

- 四の一 振替業　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。
- 五 デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。
- 六 有価証券関連店頭デリバティブ取引　金融商品取引法第一十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。
- 7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行なう業務（第四項の規定により営む業務を除く。）
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務
- 四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務
- 五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの
- 8 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第八号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。
- 第五十五条 農林中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。
- 第五十六条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全な運営に資するため、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。
- 一 農林中央金庫の保有する資産等に照らし農林中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
- 二 農林中央金庫及びその子会社その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
- （預金者等に対する情報の提供等）
- 第五十七条 農林中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ（第五十九条の三に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者及び定期積金の積金者（以下この項及び第九十五条の五の二第二項第二号において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行ななければならぬ。
- 2 前項及び第五十九条の三並びに他の法律に定めるもののほか、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取り扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- （指定紛争解決機関との契約締結義務等）
- 第五十七条の二 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 指定紛争解決機関（第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）が存在する場合　一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約（同号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項において同じ。）を締結する措置
- 二 指定紛争解決機関が存在しない場合　第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 苦情処理措置　顧客からの苦情の処理の業務に従事する職員その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置
- 二 紛争解決措置　顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第八号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置
- 3 農林中央金庫は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
- 一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当したこととなつたとき　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務（第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）の廃止の認可又は第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間
- 二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第九十五条の六第一項の規定による指定が第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間
- 三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき　第九十五条の六第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間
- （同一人に対する信用の供与等）
- 第五十八条 農林中央金庫の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、農林中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 農林中央金庫が子会社（主務省令で定める会社を除く。）その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、農林中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、農林中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定め率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。
- 一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十九条の五 前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

第五十九条の六 農林中央金庫が、前条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないもの（外国銀行代理業務に関する金融商品取引法の準用）

第五十九条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは、「締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは、「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号中「締結する」とあるのは、「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第二号中「締結する」とあるのは、「締結の代理又は媒介をする」と、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の象契約」とあるのは、「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは、「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」と、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の象契約」とあるのは、「当該事項」とあるのは、「これらの事項」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは、「農林中央金庫の所属外国銀行（農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行をいう。）と、同条第二項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは、「これららの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められていく買戻条件付売買その他の政令で定める取引）

を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは、「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行つては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。」とあるのは、「顧客」と、「補足するため」とあるのは、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは、「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは、「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは、「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは、「追加するため」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは、「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外國銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣總理大臣」とあるのは、「主務大臣」と、同法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは、「農林中央金庫法第五十六条の二第一項」と、「同条第一号」とあるのは、「同項第一号」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行代理業務に関する銀行法の準用）

第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外國銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外國銀行代理業務」と、「内閣總理大臣」とあるのは、「主務大臣」と、同法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは、「農林中央金庫法第五十六条の二第一項」と、「同条第一号」とあるのは、「同項第一号」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外國銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 農林債

第六十条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、農林債を発行することができる。
(農林債の種別等)

第六十一条 農林債の債券を発行する場合において、当該債券は、無記名式とする。ただし、応募者は又は所有者の請求により記名式とができる。

第六十二条 農林中央金庫は、その発行した農林債の借換えのため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債を発行することができる。前項の規定により農林債を発行したときは、発行後一月以内にその農林債の金額に相当する額の発行済みの農林債を償還しなければならない。

2 農林中央金庫は、農林債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
(農林債の借換発行の場合は特例)

2 前項の規定により農林債を発行したときは、発行後一月以内にその農林債の金額に相当する額の発行済みの農林債を償還しなければならない。

(短期農林債の発行)

第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債（次項において「短期農林債」という。）を発行することができる。

一 各農林債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、農林債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

2 短期農林債については、農林債原簿を作成することを要しない。

(農林債の発行方法)

第六十四条 農林中央金庫は、農林債を発行する場合においては、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債を引き受けける者の募集に関する事項の決定)

第六十五条 農林中央金庫は、農林債を引き受けける者の募集をしようとするときは、その都度、募集農林債（当該募集に応じて当該農林債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる農林債をいう。以下同じ。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。（募集農林債の申込み）

第六十五条の二 農林中央金庫は、前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他主務省令で定める事項（第四項及び第五項において「通知事項」という。）を通知しなければならない。

2 前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を農林中央金庫に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集農林債の金額及びその金額ごとの数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定める事項

金庫の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。こ

の場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、農林中央金庫が通知事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他の募集農林債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合に

は、適用しない。

5 農林中央金庫は、通知事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 農林中央金庫が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を農林中央金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとなす。

(募集農林債の割当)

第六十五条の三 農林中央金庫は、申込者の中から募集農林債の割当を受ける者を定め、かつ、

その者に割り当てる当該募集農林債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、農林中央金庫は、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額ごとの数を、前条第二項

第二号の数よりも減少し、又はないものとすることができる。

2 農林中央金庫は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集農林債の申込み及び割当てに関する特則)

第六十五条の四 前二条の規定は、募集農林債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

2 前条の契約により募集農林債の総額を引き受けた者は、当該各号に定める募集農林債の債権者となる。

(農林債の債権者)

第六十五条の五 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集農林債の債権者となる。

一 申込者 農林中央金庫の割り当てる募集農林債

2 前条の契約により募集農林債の総額を引き受けた者、その者が引き受けた募集農林債（発出しの公告）

第六十六条 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(債券の記載事項)

第六十七条 農林債の債券には、政令で定める事項を記載し、理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(農林債原簿)

第六十八条 農林中央金庫は、農林債を発行した日以後遅滞なく、農林債原簿を作成し、これに政令で定める事項（以下この条において「農林債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

2 農林債の債権者（第六十一条第一項の規定により無記名式とされた農林債の債権者を除く。）は、農林債を発行した農林中央金庫に対し、当該債権者についての農林債原簿に記載され、若しくは記録された農林債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該農林債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

3 前項の書面には、農林中央金庫の代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 第二項の電磁的記録には、農林中央金庫の代表理事が主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 前三项の規定は、当該農林債について債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

(農林債原簿の備付け及び閲覧等)

第六十八条の二 農林中央金庫は、農林債原簿をその主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 農林債の債権者その他の主務省令で定める者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理

事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 農林債原簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 農林債原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

6 農林中央金庫は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 当該請求を行う者が農林債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

三 当該請求を行う者が過去二年以内において、農林債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た

事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。

(農林債の消滅時効)

第六十九条 農林債の消滅時効は、その権利を行使することができる時から、元本については十五年、利子については五年で完成する。

可対象会社」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十二号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。)にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第八十号)第十五条第一項(司法第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める会社を除く。)にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合

算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。

6 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかるらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の会社を子会社とすることができる。

一 農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の会社を子会社としている子会社対象会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社(同項第八号及び第十二号に掲げる会社にあっては、外国の会社を子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。)を除く。)を子会社とする場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 農林中央金庫が子会社とした子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、農林中央金庫が現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

三 農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

四 農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

五 農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

六 農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

七 農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

八 農林中央金庫は、第六項各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を受けてたときは、第一項の規定にかかるらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 農林中央金庫が現に子会社としている子会社対象会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社にあって同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、農林中央金庫が子会社対象会社以外の会社とすることが必要であると認められる場合

二 農林中央金庫が現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力を確保その他の事情に照らして、農林中央金庫の申請により、一年限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長される期間を延長することができる。

10 16 15 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、農林中央金庫又はその子会社による第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた子会社対象会社以外の会社(農林中央金庫の子会社となつた認可対象会社又は他の外國特定金融関連業務会社が現に子会社としている外國特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。

11 第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十二号に掲げる会社(その業務により農林中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

12 第一項の規定は、農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を受けてたときは、第一項の規定にかかるらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

13 第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十二号に掲げる会社(その業務により農林中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 第一項の規定は、農林中央金庫は、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

二 現に子会社としている会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の会社としようとする場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

九項の規定は、前項の承認について準用する。

農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の子会社を除く。)について、当該子会社対象会社(第一項第十二号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。)を除く。以下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となつたことその他の主務省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(会計帳簿の作成)

第七十五条の二 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二条第一項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

(準備金の積立て)

第七十六条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剩余金の配当)

第七十七条 農林中央金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 資本金の額

2 前条第一項の準備金の額

3 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

4 その他主務省令で定める額

2 剩余金の配当は、定款で定めるところにより、払込済出資額又は会員の農林中央金庫の事業の利用分量に応じてしなければならない。

3 払込済出資額に応じてする剩余金の配当の率は、主務省令で定める割合を超えてはならない。

第七十八条 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、会員が出資の払込みを終わるまでは、会員に配当する剩余金をその払込みに充てることができる。（農林中央金庫の持分取得の禁止）

第七十九条 農林中央金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(業務報告書)

第八十条 農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 前一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十一条 農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、農林中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを農林中央金庫及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、農林中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、農林中央金庫の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものと/orする。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他のこれら規範の適用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

6 農林中央金庫は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が農林中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(主務大臣の監督)

第八十二条 主務大臣は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者、第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者、第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会、第九十五条の五の九第一項に規定する電子決済等代行業者及び第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関の業務を監督する。

2 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十六条各号に掲げる基準及び第五十八条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第八十四条第一項及び第二項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。

3 第八十四条第一項及び第二項、第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項、第九十五条の五の十において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項並びに第九十五条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

6 第八十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林中央金庫若しくは農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8 この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第八十五条第二項に規定する主務省令は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

9 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。（報告又は資料の提出）

第八十三条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めることは、農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めることは、その必要的限度において、農林中央金庫の子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるもの）をいう。（以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第八十四条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務の停止等）

第八十五条 主務大臣は、農林中央金庫の業務若しくは財産又は農林中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、農林中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め（若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して農林中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは農林中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる）。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）であつて、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときに対するものは、主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

（違法行為等についての処分）

主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事、会計監査人若しくは清算人の解任を命ずることができる。（決議の取消し）

第八十七条 会員が総会員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令、定款又は法令に基づいてする主務大臣の处分に違反することを理由として、その議決の日から一ヶ月以内に、その議決の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。（財務大臣への協議）

第八十八条 主務大臣は、第八十五条第一項又は第八十六条の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は解散の命令をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。（財務大臣への通知）

第八十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第八十五条第一項又は第八十六条の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）

二 第九十二条第二項の規定による解散の認可（財務大臣への資料提出等）

第九十条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(解散の事由) 第九章 解散及び清算

第九十一条 農林中央金庫は、次に掲げる事由によって解散する。

一 総会の決議

二 破産手続開始の決定

三 第八十六条の規定による解散の命令

（清算人）

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林中央金庫が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務の停止等）

第九十三条 清算人は、就職の後遅滞なく、農林中央金庫の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めるなければならない。

2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について、経営管理委員会の承認を受けなければならない。（清算報告）

第九十四条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めるなければならない。

2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 会社法第五百七十三条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。（清算に関する会社法等の準用）

第九十五条 会社法第四百七十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の一、第二十条の二、第二十二条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条规定から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十二項、第三十五条、第三十六条（第二項を除く。）、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条规定、第四十六条规定の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八条第二項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあ

るには「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条规定並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七八十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条规定項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章の二 農林中央金庫代理業

第九十五条の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行ふ営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

農林中央金庫代理業（前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫の委託を受け、農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営むではない。

（適用除外）

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかるわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

銀行政等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合には、当該銀行等を農林中央金庫代理業とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項、前条第三項並びに第九十五条の五の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下この条において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれららの規定に係る第十

章及び第十二章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）

第九十五条の四 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十五の二から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十の二を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあっては農林中央金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあっては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあっては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣總理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五」と、同法第五十二条の五一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農林中央金庫法第八十二条第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫代理業に関する金融商品取引法の準用）

第九十五条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）の規定は、農林中央金庫代理業者が行う農林中央金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積立金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他の預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い農林中央金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に關して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を解除をした者に対し」と、同法第三十九条第一項第

一號中「有価証券の売買その他の取引（賃戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは、「特定預金等契約」と、顧客（信託会社等）（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金

3 その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項
農林中央金庫及び農林中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

技術的読替えは政令で定める。

行業を営む場合の契約の締結等)

第九十五条の五の二 農林中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、當むことができない。

2 前項の「農林中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行ふ業者をいう。

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特

農林中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行ふ前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信

二、農林中央金庫による預貯金の取扱い
（農林中央金庫とその支店による預貯金の取扱い）

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行ふ前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第三項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法

（農林中央金庫に預けられた現利金の回収組織としての預金取扱いの実務についての取扱い方針等の規定（以下「本規則」といふ。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、農林中央金庫から該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

(く。)又は水産業協同組合法第百十一条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二(第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十一条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかるわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の契約を締結することを要しない。

前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員

(農林中央金庫との契約締結義務等)

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二(第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかるわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる会員

2 資金の運送等に「〔同項各号に掲げる行為の定めを除く。〕」を當む者をいう。(以下同じ。)は、同条第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間に、農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて農林中央金庫電子決済等代行業を當まなければならない。

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行ふ前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二(第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかるわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當まなければならぬ。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を當むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二 特定信用事業電子決済等代行業の業務(第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償

一 農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関する、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての農林中央金庫と当該農林中央金庫電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第三項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかるわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當まなければならぬ。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を當むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二 特定信用事業電子決済等代行業の業務(第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。)に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行つた場合に第一項の会員農水産業協同組合等又は農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

三 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行つた場合に第一項の会員農水産業協同組合等又は農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

二、当該農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

く。) 又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の規定にかかるらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百十一条第一項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を當まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を當むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二 特定信用事業電子決済等代行業の業務(第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。)に関して、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

三 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の会員農水産業協同組合等及び農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

四 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

- 4 農林中央金庫は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、
遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。
- 5 第一項の契約を締結した農林中央金庫及び特定信用事業電子決済等代行業者は当該契約を締結
した後遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、
第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネット
（農林中央金庫が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締
結する場合の基準の作成等）
- 第九十五条の五の六** 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって特定信用事業電子
決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名
称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その
他の方法により公表しなければならない。
- 2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が
特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び
安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。
- 3 前条第一項の会員農水産業協同組合等は、農業協同組合法第九十二条の五の四第一項又は水產
業協同組合法第百十二条第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省
令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により
公表しなければならない。
- 4 農林中央金庫は、前条第一項の契約の締結に当たって、第一項の基準を満たす特定信用事業電
子決済等代行業者に対して、不當に差別的な取扱いを行つてはならない。
(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)
- 第九十五条の五の七** 主務大臣は、政令で定めるところにより、次条に規定
が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定
する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。
一 農林中央金庫電子決済等代行業の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の
利益の保護に資することを目的とすること。
二 農林中央金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第九十九条の三第四号において「協会
員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
三 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。
四 認定業務を行つては農林中央金庫電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受け
(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の業務)
- 第九十五条の五の八** 認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受け
た一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行つものとする。
一 協会員が農林中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び
第二号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務
二 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他農林中央金
庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
三 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱い情報の適正な取扱
い及び安全管理のために必要な規則の制定
- 四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規
則の遵守の状況の調査
- 五 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及
び提供
- 六 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理
- 七 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

- 八 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び農林中央金庫
電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務
- 第九十五条の五の九** 第九十五条の五の二第一項の規定にかかるわらず、銀行法第二条第二十二項に
規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百条第一項において「電子決済等代行業者」と
いう。）は、農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。
2 電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項に
おいて適用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条
第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。
3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公
衆の観察に供しなければならない。
- 2 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者
が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の处分に違反した場合その他農林中央金庫電子決済
等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監
督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済
等代行業の廃止を命ずることができる。
- 3 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その
旨を官報で告示するものとする。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者
は、当該電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業とみなして、第九十五条の五の
三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条
の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第
五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一
項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十六まで、第五十三条第六項並びに
第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びに
これらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準
用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」
と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六
月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)
- 第九十五条の五の十** 銀行法第七章の六（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第
五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、
第五十三条第六項及び第五十六条（第二十号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定は、
電子決済等代行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業について、電子決済等代
行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業
者協会に係るものにあつては認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係
るものにあつては農林中央金庫について、それぞれ準用する。
- 2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中
「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決
済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、「この法律」
とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一
の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」
とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五
十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条
の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)
又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金
融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫
法に相當する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公
共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として主務省令で定める
もの

(指定紛争解決機関に関する銀行法の準用)

第九十五条の八 銀行法第七章の七(第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。)

及び第五十六条(第二十六条号に係る部分に限る。)の規定は、指定紛争解決機関について準用す
る。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内
閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十五第二項を
除く。)中「加入銀行業関係業者」とあるのは「加入農林中央金庫」と、前項に規定する規定(同
法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。)中「銀行業務等関連紛争」とあるのは「農林中央
金庫業務関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「銀行業務等関連
苦情」とあるのは「農林中央金庫業務関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第
一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、「次に」とあるのは「第二号か
ら第四号まで」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(農林中央
金庫法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)」と、同条第二項第
一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第三号」と、同
項第六号中「前条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第三項」と、同法第五十
二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、同条第二項中「加入銀行
業関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である銀行業関係業者)」とあるのは「加入農林
中央金庫(農林中央金庫法第九十五条の七第四号に規定する加入農林中央金庫)」と、「手続実施
基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第九十五条の六第一項第八号に規定す
る手続実施基本契約をいう。以下同じ。)」と、「他の」と、「苦情」の定義

とあるのは「農林中央金庫法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(農
林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。)」と、「紛争解
決手続」とあるのは「紛争解決手続(同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。)」と、同
法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第一
号」と、同項第一号中「銀行業務等関連苦情」とあるのは「農林中央金庫業務関連苦情(農林中
央金庫業務(農林中央金庫法第九十五条の七第四号に規定する加入農林中央金庫)をいう。以下同
じ。)」に関する苦情をいう。以下同じ。)」と、同項第四号中「銀行業務等関連紛争」とあるのは
「農林中央金庫業務関連紛争(農林中央金庫業務にに関する紛争で当事者が和解をできることが可
能なもの)をいう。以下同じ。)」と、「銀行業関係業者」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第四項中「第
一項第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第
四号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」と
あるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行業関係業者」とあるのは「農林中央金庫」と、同法
第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる場
合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「農林中央金庫業務」と、同法第五十二条の七十
四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と
あるのは「他の法律」とあるのは「農林中央金庫法以外の法
律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金
庫法第九十五条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十五条の六第一項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「同法第九十五条の六第一項」と、同条第三項及び同
法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五
条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 雜則

(認可等の条件)

第九十六条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)
に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要
最小限のものでなければならない。

(公告の方法等)

**第九十六条の二 農林中央金庫は、公告の方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で
定めなければならない。**

1 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

2 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二条第三十四条に規定する電磁的方法
をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状
態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。以下この条において同じ。)

農林中央金庫が前項第二号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を
公告の方針とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によ
つて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号に掲げる方
法又は官報に掲載する方法のいずれかを定めることができる。

3 農林中央金庫が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、當
該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

4 会社法第九百四十条第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十
一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、農林中央金庫がこの法律又は他の法
律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第
九百四十二条第三項中「前二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第三項」と、同法第
九百四十二条第三項中「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と読み替えるものとするほか、必要
な技術的読替えは、政令で定める。

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、
その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 罰則

第九十八条 農林中央金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、農林中央金庫の業務の範
囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために農林中央金庫の財
産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、これを適用しない。
い。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第八項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあ
るのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二
第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五
十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「同法第九十五条の六第一項」と、同条第三項及び同
法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五
条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 二 第五十九条の三、第五十九条の七又は第九十五条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者
- 三 第九十五条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林中央金庫代理業を営んだ者
- 四 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者
- 五 第五十九条の八又は第九十五条の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」といいう。）第五十二条の四十一の規定に違反して他人に外国銀行代理業務又は農林中央金庫代理業を営ませた者
- 六 第九十五条の五の二第二項の規定に違反して登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者
- 七 不正の手段により第九十五条の五の二第一項の登録を受けた者
- 八 第九十五条の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
- 第九十八条の三** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項又は第九十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 三 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 四 第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 二 申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者
- 三 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の記載をしてこれらを併科する。
- 五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者
- 六 第九十五条の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫代理業者若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 二 第八十一条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十第一項若しくは第九十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。
- 二 第八十二条第一項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第一項若しくは第九十五条の五十二条の五十一第一項の規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第八十二条第四項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第二項若しくは第五十条

- 二 条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。
- 三 第八十三条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十四第一項若しくは第九十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の五十五第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 第八十四条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十五第一項若しくは第九十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。
- 第九十九条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者
- 二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 三 第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第二十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 四 第九十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、これららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第九十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、これららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 七 第九十五条の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 二 第九十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第九十九条の二の五** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十九條の二の六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十九條の二の七 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十九條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二、第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項若しくは第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の七八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

七 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調查記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第八十九條の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）を含む。以下この項において同じ。の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の二第二号又は第九十八条の三（第三号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第九十八条の四（第二号を除く。）又は第九十九条の二第二号一二億円以下の罰金刑

三 第九十九条（第六号を除く。）二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）

四 第九十八条の二一二億円以下の罰金刑

五 第九十八条の二（第二号を除く。）、第九十八条の三第三号、第九十八条の四第二号、第九十条第六号、第九十九条の二第二号又は第九十九条の二の五から前条まで各本条の罰金刑

六 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

2

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 総会又は総代会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。

三 この法律の規定による総会又は総代会の招集を怠ったとき。

四 この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの（閲覽若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第三条第七項又は第四条第四項の規定に違反して届出をすることを怠り、又は不正の届出をしたとき。

六 第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったとき。

七 第十九条又是第七十九条の規定に違反したとき。

八 第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十 第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一 第二十四条の五第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反したとき。

十二 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかつたとき。

十三 第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四 第三十二条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六 第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十七 第二条第四十六条の四において読み替えて準用する会社法第三百一十五条の三第一項（第四条及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第十二章 没収に関する手続等の特例

(第三者的財産の没収手続等)

第一百三条 第九十九条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう)に帰属する場合において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に没収の裁判をすることができない。当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十九条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「農林中央金庫法第九十九条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(刑事補償の特例)
(没収された債権等の処分等)

第一百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第九十九条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百五条 第九十九条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(農林中央金庫の同一性)

第二条 この法律の施行の際現に存する農林中央金庫は、改正後の農林中央金庫法(以下「新法」という。)の規定に基づく農林中央金庫として同一性をもつて存続するものとする。

(総務省設置法の適用除外)

第三条 新法の規定に基づく農林中央金庫については、改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」という。)第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(従たる事務所に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に日本に存する農林中央金庫の従たる事務所は、新法第三条第四項の規定により主務大臣に届け出で設置された従たる事務所とみなす。

第五条 農林中央金庫は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新法第二十条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員に係る経過措置)
第六条 施行日の前日において農林中央金庫の理事長、副理事長又は理事である者の任期は、旧法第十二条第二項の規定にかかるわらず、その日に満了する。

2 農林中央金庫は、施行日までに、あらかじめ、新法第二十二条及び第二十三条の例により、理事及び経営管理委員を選任しておかなければならない。この場合において、その選任された理事及び経営管理委員の任期は、新法第二十五条の規定にかかるわらず、施行日から起算して三年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第五条において準用する商法第三十七条の規定により置かれていた支配人である者は、この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項に規定する監事である者は、施行日に新法第二十四条第一項の規定により監事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第二十五条の規定にかかるわらず、施行日から起算して二年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

(支配人に係る経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第五条において準用する商法第三十七条の規定により置かれていた支配人である者は、この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項に規定により監事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第二十五条の規定にかかるわらず、施行日から起算して二年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

第八条 新法第五十四条第三項の規定は、施行日前に農林中央金庫が旧法第十四条ノ二第五号及び第六号の規定により行つた貸付けについては、適用しない。

(農林債券に係る経過措置)

第九条 旧法第十七条第一項の規定により発行された農林債券は、新法第六十条の規定により発行された農林債券とみなす。

(旧法の規定に基づく处分又は手続の効力)

第十条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められる。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号)

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2 (罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一三年二月二日法律第一五〇号) 抄

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第八十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月四日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月四日法律第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月四日法律第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条から第十二条まで及び第十四条から第十九条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中証券取引法第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項及び第三十二条第三項の改正規定、同法第五項の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。)、同法第六項、同法第五十四条第一項第四号及び同法第六十五条第一項の改正規定、同法第二項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く。)並びに同法第六十五条の二第一項、同法第三項、同法第九項、第六十五条の三、第六十六条第五項及び第二百一条第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律第二条第一号の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定(「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。)

。)、同法第二十二条第一項第四号の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。)及び同項第五号の改正規定、第六条中商工組合中央金庫法第二十八条第一項第七号及び第十九号の改正規定、同法第六項を削る改正規定並びに同法第三項の次に一項を加える改正規定、第七条中農業協同組合法第十条第六項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第六号の二、同法第十五号及び同法第十二項の改正規定、同法第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同法第九項の次に二項を加える改正規定、第八条中水産業協同組合法第十一项第三項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第六号の改正規定、同法第九十三条第二項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九条中中小企業等協同組合法第九条の八第二項第七号の改正規定、第十条中信用金庫法第五十三条第三項第二号及び第五十四条第四項第二号の改正規定、第十一中労働金庫法第五十八条第二項第八号及び第五十八条の二第一項第六号の改正規定、第十二条中農林中央金庫法第五十四条第四項第二号の改正規定、第十三条の規定、附則第十六条中租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十四の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七条中所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定)公布の日から起算して一月を経過した日

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(検討)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七五五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の二第三項の規定、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十二から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第四十一条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもの
である。
(検討)

（檢討）

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十五条 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十
三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行つる所農林中央金庫を第十一十五条の二第

2 二項に規定する行為について適用する。
3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫の事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用する。

第二十六条 新農業協同組合法第九十二条の二第一項、新水産業協同組合法第二百二十二条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前

2 においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第一百二十二条の第四項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一逕ひづつ支えよ三百五百万円以下の罰金を科す。

3 は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八条 この法律の施行前、それぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定

に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ

(権限の委任)

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局长（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

第四十二条

附 則（平成一八年六月一日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する
附 則（平成一八年六月一四日法律第六五号）抄

第一条（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

(検討)
第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二年六月一〇日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条、第

(罰則の適用に関する経過措置)
第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第四十一条 附則第一条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、(一)の規定によることとされる。

(政令への委任) 第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

同法第二編第三章中第百五条の次に二条を加える改正規定、同法第百九十九条の改正規定、同法第二百四十四条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条规定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を（第十九条の二）に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範

第三十条 この法律（附則第一条）

じ」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する事項を除く）は、政令で定める。

久布の日から起算して一年六ヶ月を走った。し筆立てに付属第百二十九条及び第十六條の規定においては政令で定める日において、

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、

（政令）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経過措置は、政令で定める。
(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下「改正後の各法律」という)による指定紛争解決機関(以下各項に規定する「指定紛争解決機関」という。)を設けることを決定する旨を内閣に申告する。

在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

(政令への委任) による。

第三十五条 この附則に規定するものに依るる経過措置を含むことは、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

当該各号に定める日から施行する。

第十六条 条文

内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（権限の委任）

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十二条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十二年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第六十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 略

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条の一第一項及び第三項並びに第一百二十条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十条第二項、第五十二条の二十二第二項及び第二项並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十二条第二項、第二百七十二条の二十二第二項及び第二百七十二条の二十一第一項、第二百七十二条の二十一第一項及び第三項、第二十条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十二条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

四 条第二項、第五十二条の二十二第二項及び第二项並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十二条第二項、第二百七十二条の二十一第一項、第二百七十二条の二十一第一項及び第三項、第二十条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十二条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び

第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

五 第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第五十八条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫の当該同一人に対する信用の供与等について、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

六 新農林中央金庫法第五十八条第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫及びその子会社等（新農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等について、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫が、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年五月三十日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第八章罰則（第二百九十七条～第二百九条）を

「第八章 罰則（第二百九十七条～第二百九条の三）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の四～第二百九条の七）／」に改める部分に限る。同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定（二）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）同条第四項の改正規定（規定（二）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）及び同法第二百九条の次に「一条を加える改正規定、同法第八章の次に「一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定（第三十八条）の下に「（第七号を除く。）を加える部分に限る。」及び同法第二条の二の改正規定を除く。）第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）第六条（水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十二条の五の改正規定を除く。）第七条（中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。）第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）第十三条（銀行法第十三条の四 第五十一条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）第十四条、第十五条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。）第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十八条（株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第十

録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会であると認認されるおそれのある文字を使用している者については、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（銀行等による方針の決定等）

第十一条 銀行等（銀行、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めることにより、電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一から六まで 略

七 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣（銀行等の努力義務）

第十二条 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の七第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新労働金庫法第八十九条の八第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第二項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二条第四項に規定する政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、その當む電子決済等代行業等（電子決済等代行業、新農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第二項の契約を締結しようとする銀行等）との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の七第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新労働金庫法第八十九条の八第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第二項の契約を締結しようとする銀行等）とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報を（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 附則第一条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十一条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報を（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（運用上の配慮）

第二十二条 電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

附 則（平成三十一年五月二十五日法律第二十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年一月十四日法律第二百四十五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和元年六月七日法律第二百八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月一四日法律第三百七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九

一条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十二条、
十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第二百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用的の
合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第
百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十
九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

第一部分

第二条 この法律(前項各号に掲げる規定にあっては、当該規定に基づく命令の規定を除く。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（二）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることの理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

۸۱

各号に定める日から施行する。
一 第九条中社債・株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定
公布の日

三

第三章 第二節 中外國法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第

第三条及び第五条までの規定、同去第四十八条の前記を削る改正規定、同條から

同法第五十条まで並びに同法第八十二条第一項及び第三項の改正規定 同条第四項の改正規定

（本店の所在地における）を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十

一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）

並びに同法第九十五条、第一百十一条、第一百十八条及び第一百三十八条の改正規定、第九条中社債、

三見等の振替に関する法律第百五十一項第一号の改正規定同法第百五十五条第一項の改

三項第一号の項の次に次のようにな加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「ま

で」の下に「、第一百五十九条の一第一項第四号」を加える部分に限る。)、同条第一項の表第百五

十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第一項の表に次のよう

うに加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一
一条中会社更生法第二百六

第十一項後段を削る。改正規定は、第十四条中社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定によりて、同条第一項第一号の規定による同法の施行に付する規則の全部を削除する。

第十五条中「船舶同法人及び一船員同法人に関する法律の」の改正

税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第一項各号」とを削る部分に限る)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条に改める部分に限る)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条の次に一号を加える改正規定、第八十三条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条の四第三項及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百六十条の四第三項及び第百条第二項の改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに「第一百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定(前号に掲げる部分に限る)並びに同法第五十八条を「第一百三十二条」に改める部分を除く)、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く)、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く)、第一百条の規定(同条中中小企业团体の組織に関する法律第一百十三条规定並びに同法第一百三十二条第一項第十三号の改正規定を除く)、第一百三十二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二节の節名の改正規定、同章第三节、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十三条第二項各号」とあるのは「技术研究组合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第三十条第二項各号」を削る部分に限る)、第一百三十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに第一百三十九条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

(検討)

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法（以下「旧農林中央金庫法」という。）第七十二条第三項本文に規定する事由（農林中央金庫又はその子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）による旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項たゞし書に規定する主務省令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫は、第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第七十二条第十二項本文に規定する事由（農林中央金庫又はその子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）による新農林中央金庫法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項たゞし書に規定する主務省令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外

国（農林中央金庫）の会社を子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二条第十二項の規定を適用する。この場合において、旧農林中央金庫法第七十二条第三項たゞし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二条第十二項たゞし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧農林中央金庫法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧農林中央金庫法第七十二条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫については、当該子会社が農林中央金庫の子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）となつた日を、新農林中央金庫法第七十二条第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第二十一条 新農林中央金庫法第七十二条第四項、第十三項（農林中央金庫が、現に子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている新農林中央金庫法第七十二条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としようとするときに係る部分を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫が旧農林中央金庫法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）第八項たゞし書又は第十項の規定による認可を受けて農林中央金庫又はその子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）が旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号の三に掲げる会社の議決権（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第二十二条 この法律の施行の際現にされている旧農林中央金庫法第七十二条第七項の規定による認可の申請は、従属業務（新農林中央金庫法第七十二条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るものにあっては新農林中央金庫法第七十二条第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては同条第十九項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則

(令和三年六月二日法律第五四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十九条の規定 公布の日

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法第一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

附 則

(令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法第一部改正法施行前についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

第六条

(政令への委任)

第七条 (この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

(令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項

認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

の一、第八号及び三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定）（に対する誠実義務）を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一

第一十一条の規定(附則第一条第四項)

4

は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときか到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十七条の規定による改正前の農林中央金庫法（以下この条において「第四号旧農林中央金庫法」という。）第五十九条の三において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

第四号新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法

3

4

(罰則ニ關する特設措置)

第六十七条 二の法津（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下二

の条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

徒前の例はよる

（門司二開一）

る怪奇措置を含む。」は、政令で定める。

檢討

萬葉

第六十九集

（以下この条において「改正後の名法術」といふ）の旅行の状況等を斟察し必要があると